

令和4年度（2022年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）に係る意見調書

団体名	北海道自然保護協会
-----	-----------

1 道案に対する賛否の別（該当する意見を○で囲む。）

可猟区及び期間につ
いては、基本的には

賛成

・ 反対

2 賛否に係る理由

当協会は、エゾシカの生息数増加や生息域拡大が、農林業被害の増大や人間社会との軋轢をはじめ、生物多様性や生態系の保全に対しても重大な悪影響をもたらすことから、エゾシカの生息数及び生息域の管理は北海道における喫緊の課題であると認識しております。とくに、種個体群・植物群落・生物群集・生態系などの階層構造を有する自然環境においては、各階層に対するエゾシカの影響が危惧され、ここ数年は地域的にはエゾシカの増加に翳りが見え始めたとはいえ、今後もさらに徹底した管理が必要と考えております。

「令和4年度（2022年度）エゾシカの可猟区域及び期間等（案）」（以下では（案）という）に示されたエゾシカの可猟区域や可猟期間などについては特に異論はありませんが、エゾシカ管理においては、可猟区域及び期間以外での対策や情報分析が必要と考えるため、そのような視点から（案）について意見を申し上げます。

(1) 以前より提言させていただいておりました、（案）の冒頭の「2. 経過 (1) これまでの取組」において、農林業被害を抑制する目的に加えて、自然生態系への悪影響についても明記するという要望については、令和3年度版より「農林業や生活環境への被害の抑制、生物多様性の保全を図るため」と修正され、今年度においても引き継がれていることは評価すべき点と認識しております。この目的は『北海道エゾシカ管理計画（第6期）』の目的とも合致しており、この整合性は今後も変わらず維持していただけますよう、お願い申し上げます。

(2) 一方で、（案）に添付されているエゾシカ捕獲数や農林業被害の推移等のデー

タのほかに、エゾシカによる生物多様性や生態系への影響に関するデータも示していただきたいという要望については、未だに対応をいただけておりません。

(案)の「6 その他 (2) 調査研究」の「生物多様性に与える影響の発生状況を把握」という課題をどのような手法で把握しようとしているのか、またその状況はどのようなものであるのかについて具体的に示していただきたい。これまでのモニタリングのデータ等を具体的に示すことが、エゾシカ問題の普及・啓発において多大な効果をもたらすことになると思います。

「2. 経過」において、これまでの取り組みの他に、農林業被害や生態系への影響を記載し、なぜこのような事業の設定が必要であり、かつ事業内容が目的に沿うものであることを道民に理解していただく「説明責任」を果たすためにも、是非ともご対応を検討いただけますよう要望いたします。

(3) 上記(2)に関連して、国立公園や国有林地域において、生物多様性保全の視点から林野庁および環境省とも協働で調査研究を実施してデータ取得に努め、それらを公表していただくことを要望いたします。

(4) エゾシカ個体指数のデータでは、東部地域においては減少がみられているものの、西部地域(北部地域及び中部地域)は再び微増、南部地域では急増傾向が続いているものと推察されます。西部(北部地域及び中部地域)・南部地域ではエゾシカ被害が今後さらに拡大することが予想され、可猟区の調整だけでなく、徹底した有害獣管理対策を早期に実施することを要望いたします。

また、添付資料のエゾシカ個体数指数等、捕獲数の推移データでは、令和元年度のデータであるためにデータが西部地域としてまとめられていますが、令和4年度から西部地域を北部地域と中部地域に分割するのであれば、北部地域と中部地域に対応したデータを提示いただけるよう要望いたします。さらに、可猟区の妥当性を詳細に検討するには、可猟区分ごとのデータをお示しいただけますよう要望いたします。

(5) 東部地域とその他の地域で成果に差が出ている原因については今年度も言及はされておりません。そもそも個体数変動モデルから策定された年度ごとの捕獲目標頭数、並びに目標達成率はいかほどなのでしょう。可猟区域及び期間の設定には直接の関係は無いと思われるかもしれませんが、このようなデータを公表していただくことが、実際の管理の方向性を探るうえで重要であると考えます。加えて、エゾシカ個体数や農業等被害の推移の他に、狩猟者動向、とりわけ

実際の地域ごとの出猟回数等の狩猟努力はどのように推移しているのかという
ような人間事象 (Human dimensions) からの検討も加える必要があると考えます。

可猟区域と期間の設定では狩猟に制限を加えることはできますが、狩猟の強化
が必要な地域へ狩猟者を誘引するためには別の方策が必要と考えます。そのため
にも地域別の狩猟努力がどの程度払われているのかを把握し、必要な地域での狩
猟努力の増大を図る必要があると考えます。

(6) 上記(4)(5)に関連して、(案)「5 捕獲数制限」における「メスジカ
の捕獲を推進するため、12月1日以降の銃猟によるオスジカの捕獲につい
ては、法第12条第2項に基づき、一人1日当たり1頭までとする。」とい
う制限の効果が期待されると思いますが、この効果についてはどのように評価され
ているのでしょうか？ 昨年も指摘させていただいておりますが、この点につい
ても明示していただきたいと考えます。

(7) これも以前よりお願いしていることではありますが、現在のところ猟区の設定
は西興部村と占冠村に限られていますが、猟区設定の効果についてはどのように
考えておられるのでしょうか？ 猟区設定の効果及び今後の猟区設定の方針に
ついては(案)の中で言及していただきたいと考えます。また、いたづらな猟区
の拡大は、管理体制を弱体化させる危険性も孕むと考えますので、今後も引き続
き慎重な対応をお願いいたします。

(8) E区域(斜里町の一部)において実施されている中断期間設定については、(案)
の中で「捕獲効率の向上を目的」とすることは記されていますが、これまでの実
施の効果についても言及すべきと考えます。事業を継続する理由を文中に明記す
ることによって説明責任を果たすべきと考えます。

(9) これも以前より指摘させていただいておりますが、近年都市部や人間の生活圏
内にエゾシカが侵入したというニュースをよく耳にします。野生獣類の都市部へ
の侵入は、交通等の障害となるのみならず、シカやアライグマ等の獣類が都市部
に侵入することによって、マダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群(SFTS)
などの感染症の危険性が上昇していることが危惧されています。北海道ではまだ
SFTS発症患者はなく、エゾシカにおいても抗体陽性が出ていない状況ですが、マ
ダニのSFTSウイルス保有は確認されていますので、今後は公衆衛生的観点から
も都市近郊あるいは都市内におけるエゾシカ管理対策がますます重要になって

くると考えます。可猟区域及び期間については、このような観点からの対策にも配慮して、今後とも適切な区域及び期間の設定に努めていただくことを強く希望いたします。

以上が北海道自然保護協会からの意見となります。例年意見を述べさせていただいてありますが、なかなかご対応いただけないものも多くあるため、繰り返し要望させていただく内容が多くなっておりませんが、今後もできる限り要望を取り入れていただけますよう重ねて依頼申し上げます。